

## 唐代埭程考

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2244052>

---

出版情報 : 史淵. 100, pp.133-146, 1968-03-01. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 唐代埭程考

日野開三郎

## (一)

河水中に築堤して流水をせきとめる施設を堰といい、又埭・壩等ともいつた。唐代及びそれ以前では埭が多く用いられているが、堰の用例も少くない。堰埭の目的用途は灌漑用、漕運用、碾磑用、治水用等多種多様であり、且つ一堰体で此の二或は三を兼ねるものがあつた。漕運用の堰埭にも、河水の流速を緩和するもの、浅渠の水深を深めるもの、二水の分合流点の水位を調整するもの、河渠に吞吐せられる満干潮を調節するもの等、色々あり、そうした用途や規模の大小に応じて堰埭の構造も複雑化し、軟堰・硬堰・斗（斗）門堰・牛埭等と呼ばれる種々のものがあつた。堰は流水を壅いで水位を高くし、従つて堰体の上流側の水深を大きくする築堤で、水位を目的の高さにまで上げた後の流水は堰上を落さなければならぬ。その流下面は傾斜をもち、漕運の船は此の傾斜面を両岸からの索き綱で揚げ卸したわけで、此の牽引に役牛の軋轡を用いたのが牛埭である。流れをせきとめる堰体は流水の強力な側圧を受け、大水の際には此れを開放して流下量を大きくするので、それを緩和する為に堰体の一部を深く切り込んで門扉を入れ、大出水の際には此れを開放して流下量を大きくしていた。此れが斗門堰である。此の斗門がやがて船の通過に利用できる様に造られ、堰体上の揚げ卸しをやめて専ら水門開閉に依る様になつたのが水閘堰である。閘は大船の通過も容易なので次第に普及することとなるが、それが著しいのは船が

大型化した宋代のことで、唐代では水閘堰も諸処に現れつつあつたが、尚堰上越過が一般的であつた。交通運輸の幹線に当る水渠では船の往来が激しく、それらは或は牽船の順序を候ち、或は水閘の開扉時間を待つ為に堰体の上下に多数集つていた。太平広記<sup>卷四</sup>神仙部・蕭洞玄の項に、河東記に出ずとして

洞玄。自浙東抵揚州。至陵亭埭。維舟於逆旅主人。于時舳鱸萬艘隘於河次。堰開。爭路上下。衆船相軋者移時。舟人盡力擠之。

とあるは、水閘の開扉をまつ船が堰埭の上下に夥しく集つていた状景を記した一例である。

堰埭は水位を高めるから、その上流側堤防を相当の距離にわたつて高大にする必要があり、堰体自身や水閘も流水の圧力や舟船の越過等によつて損壞し易いので堅固に造る必要があつた。建設修繕の費は一般に莫大であつたのである。加うるに舟船の越渡操作に要する労力経費が此れ亦頗る大きかつた。統資治通鑑長編<sup>卷一〇四</sup>天聖四年十月辛卯の条に、楚州北神堰、真州江口堰等に船の通過を容易にする為に水閘を附設した結果として堰卒十余万を省き得たとある。十余万は年間の延べ人数で、沈括の夢溪筆談<sup>卷二</sup>官政の項の劈頭に同じことを記して、「凡卒五百人。雜費百二十五万」を省いたとある。五百人の年間延べ数は十八万余となるから、先の長編の十余万と一致する。百二十五万は銭額で、文単位と解せられるから、貫単位にすれば一千二百五十貫となる。此れは堰官や吏卒の給与を除く文字通りの雜費であろう。当時、労働部隊として使用せられていた廂兵の一卒当り年間維持費は三十貫前後といわれているから、五百人の年間維持費は一万五千貫前後ということになる。然も此の堰卒五百人、雜費一千二百五十貫は水閘の添設で浮いた節減額であるから、それ迄の堰卒の総数や雜費総額は此れより遙かに多かつたわけで、大運河上の堰埭が一堰概ね数百千人の勞務者を擁し、その維持運営に巨額の経費を要していたことが察せられる。此れは宋代の資料であるが、唐代でも此れに類したものであつたであろう。そして大運河以外の堰に於いてもその大小や通過舟船の頻疎に応じてそれなりの牽船人夫や経費を要していた筈で

ある。こうした経費は当然越堰の舟船が受益者として負担すべきである。かくて堰埭通過の民船から越過料賃をとることが早くから行われていた。埭程とは此の越堰料賃に対する唐代の呼称である。

堰埭がその築設のみならず、維持運営にも巨大な経費を必要とし、然も此の維持運営費が越堰船の増加に伴つて必然増を来すものであつた以上、通過の民船から受益者負担として適当な埭程を徴収し、そこに財源を求めるのは当然といえる。所が実際はとかく此れが利源視せられ、他に廻路がない民船の弱味につけ込んで不当に多く課徴せられ勝ちであつた所に埭程の最も大きな問題点があつた。埭程が利源化すれば、その管理権の帰属をめぐる争いも避け難くなる。唐代の埭程問題は此の様な利源化と管理権の所在とにその中心があつたといえる。

## (11)

通典<sup>卷二</sup>雜税の項に

上元中勅。江淮堰塘商旅牽船過處。準斛納錢。謂之埭程。

とあるは、唐代の埭程の内容に言及している管見唯一の記事で、これにより埭程は船の大きさを示す斛(石)高に依じて課徴せられる錢額制の徴収であつたことが知られる。堰体上を牽き綱で上下する船はすべて積荷を卸して越堰し、荷物は別に河堤上を運送して、越堰後再び積み込んでいた。即ち越堰の船はすべて空船であつたのである。<sup>(1)</sup>従つて積荷には埭程は課せられなかつたことになる。但し水閘堰での越堰は積荷のままであつた。こうした場合には当然積荷への埭程が問題となる筈であるが、唐代では積荷の埭程に言及した記事は未だ見出せない。埭程の史料が總体的に少いことと、水閘堰の普及が主として宋代に入つてからであつたことに由るものと思われる。石高に依じて徴収するトン税的船税は宋代でも多く採用せられている。上掲の通典の埭程記事は、一見、唐代の埭程は此の時の勅に初まるかの印象を与えるが、実は既に

それ以前から徴収せられていた。唐会要卷七漕運・開元二十六年十一月の条に

潤州刺史齊澣奏。略中。臣請。於京口埭下直截渡江二十里。開伊婁河二十五里。即達揚子縣。無風水災。又減租脚錢。歲收利百萬。又立伊堰埭。皆官收其課。迄今用之。

とあつて 開元中に既に大運河の埭に於いて埭程を徴しことが伝えられている。堰埭の建設維持、特に越堰の牽船には大きな経費を要したのであるから、受益者である越堰船から牽船料を取るは当然であり、こうした牽船料としての埭程は運河用堰埭の出現と共に初まつていたと見るべきであらう。

唐代の大運河漕運は開元二十一年に裴耀卿の大改革があり、それまでは各州の税収はその州が各自で遠く兩都に漕運していたのを、転運使を設けてその一括扱いに纏め、従来の長運直達法を転般法に改め、輸送の諸施設をも総合的に整備充実に、此れより輸送力は俄かに巨大となつた。大運河の堰埭も新設の転運使の管理に移され、その統轄の下に維持運営せられることとなつたわけである。六典に記す所によれば、治水・橋梁等の河川行政は、京兆・河南の兩都内に在るものは中央の都水監の直轄に属したが、その他の所は州の長官の所管とせられていた。従つて堰埭も恐らく州の所管に属し、埭程はその所在の州が必要経費に照して適宜に徴していたものと思われる。それが大運河上に在るものは転運使に移管せられたのであるから、それらの埭程は州の手を離れて転運使に移り、ここに中央的な性格をもつに至つたわけである。開元二十六年に至り大運河上の堰に就いて埭程の徴収記事が初めて中央の記録に残されている所以は、それが中央的な性格をもつたのがほぼ此の頃であつたことに在ると思われる。然し天宝末年までは商税さえも徴収しなかつた唐の税財政方針から推して、埭程も堰埭の経費を基準にした料賃的性格を多く出ない様に抑えられていたと考えられる。所が安史の大乱によつて唐の税財制は一変し、商税その他の新税が続々と追設せられて行つた。埭程の徴収も料賃の枠を越えて利源的な取扱いになつて行つたことが予想せられる。

越堰往来する民船の殆んどは遠隔地間を往来して巨利を挙げざる客商のものであり、且つ彼等客商の遠隔地間往来はできる限り水路を利用し堰を越えなければならなかつたので、財政の補強を欲する政権はとかく埭程を利源的に徴収し勝ちで、その由来は頗る古く、南史<sup>五</sup>顧憲之傳に既にその先例が見えている。

時西陵戍主杜元懿以。吳興歲儉。會稽年登。商旅往来倍歲。西陵牛埭稅。官格日三千五百。求加至一倍。計年長百萬。浦陽南北津及柳浦四埭。乞為官領。一年格外長四百許萬。武帝以示會稽。使陳得失。

とて、南齊の武帝の時、牛埭通過の料賃課額を倍加して収入を増さんとする意見が出されている。武帝は此の意見を會稽郡に下して検討せしめたのであるが、それに対して憲之は強く反対し

憲之議曰。尋始立牛埭。非苟通僦以納稅也。當以風濤迅險人力不捷。濟急以利物耳。既公私是樂。故輸直無怨。京師航渡即其例也。而後之監領各務己功。或禁逼別道。人生理外。凡如此之類。不經埭煩牛者。上詳被報蒙停格外十條。

従来喧訴始得暫弭。案吳興頻歲失稔。今茲尤饑。去乏從豐。良由飢棘。舊格新減尚未議。登格外加倍。將以何術皇慈。云云。

とて、牛埭の設置は収入が目的ではなく、利物省力の為のものであるから、徴収は適正料賃の範囲内に止むべきであり、監領者が己の功を求めて増収につとめる傾向のあるのはよろしくないと言じている。つまり埭程は必要経費を賄う料賃徴収に止むべきで、初めはそれが守られていても、とかくその枠を越えて利源的徴収にまで進む傾向があつて、唐以前に於いて既にそれが経験せられていたのである。安史の乱をきっかけとして、唐代に於いても同じ繰返しが起つたことは容易に推想せられるであらう。

先の願憲之伝の記事に依れば、西陵牛埭の埭程は一日三千五百文の格であつたという。此の場合の格はノルマで、一年にして千二百數十貫となる。又他の諸埭の埭程もそれぞれノルマを定められていたとある。こうしたノルマを唐代では課といい、大抵年間の額を以て定められていた。先掲開元二十六年十一月の潤州刺史の奏に、伊婁埭等の埭程に就いて「皆官取其課」とあるのは、恐らく埭毎に定められたノルマを堰官に責任を以て徴収させていたことをいつているのである。此のノルマはその埭埭の官吏・夫卒の手当やその他の雑費を含んだ埭埭の必要経費から算定せられていたわけである。但し埭埭が利源として扱われる様になれば、その算定は必要経費を越えて行くことになる。

さて安史の乱勃発以後の転運使所管の埭程が財政的困窮と関聯して、利源的徴収に移行せざるを得なかつたとすれば、此の乱の最中である上元間にみだされた先掲の埭程の勅は必ずや此の方針轉換に關するものであつたに相違ないであろうが、そこに記されている勅文の内容は、ただ江淮の埭程、即ち転運使管下の中央直轄埭埭の埭程は船の石高に依りて徴収せよとあるのみで、増徴の趣意は全く見出せない。然し恐らく此れは勅の原文が省略せられている為で、全文の中には多分そうした意味の部分が含まれていたものと思われる。

## (四)

大運河上に在る埭埭は転運使の所管に移され中央の所屬となつたが、その他は州県の管理に残された。埭埭には更に郷村や個人の有に係るものもあつたが、それらは勿論末端小渠の小埭埭であり、幹線水路の重要埭埭は州の管理であつた。安史の乱後、藩鎮が内地に列置せられると、軍閥の成長に狂奔していた彼等は当然藩内に在る重要埭埭の利源的埭程徴収に乗出して行つた。新唐書<sup>卷五</sup>食貨志・塩法の所に、劉晏の塩法改革、即ち第五琦の官売法から通商法への改革を述べて

略上 然諸道加權塩錢。商人舟所過有稅。晏奏罷州縣率稅。禁埭埭邀以利者。

とあり、塩が商品として流通し初めたならば必ず州県で率税せられ、又埭程を徴収せられるであらうが、それは塩商の負担を大きくし、延いては塩の売行きを阻碍することにもなるので、固くこれを禁止すべく奏請したという。右にいう率税は後年にいう商税である。劉晏が禁止した商税や埭程は藩鎮の徴収に係るもので、このことは右記事に「諸道」と明記せられていた所である。唐朝が国税として商税を起徴したのは建中元年の兩税法と同時であり、右の晏の塩法改革は大曆の初葉であるから、商税は未だ徴収を禁ぜられていたわけで、それを藩鎮が敢て徴収していたのは、既に軍閥の勢力にの上つていた彼等の恣横に外ならぬ。劉晏の禁止は此の恣横を正したまてにすぎぬ。埭程に就いても、越堰の適正料賃としての枠内の徴収ならば、財政通の劉晏が此れを禁ずる筈はないから、商税と共に禁ぜられた堰埭での徴収は此の枠を越えた利源的埭程と見なければならぬ。この諸藩の利源的埭程徴収は彼等藩鎮の内地列置後幾何もなく商税と共に初められたものと見るべきであらう。

唐會要卷七八轉運塩鐵總序に、元和の初め頃、浙西鎮海軍節度使として横暴を極めたかどで憲宗に誅せられた李錡の在任中に於ける厚斂侵剝を述べて

略。塩院津堰供張侵剝。不知紀極。私路小堰厚斂行人。多是錡始也。

とあり、藩鎮がその管内の小埭に対してまで厚く埭程を徴収する風潮は李錡が開いたものであるといっているが、先に証述した如く、埭程厚斂の風は藩鎮列置以来のことであるから、錡に初まるとの右記事は誤りである。然し此の記事によつて、藩鎮の埭程厚斂は長く後年まで続き、驕横跋扈の重要な財源の一となつていたこと、よつて私路の小堰に至るまでその徴収網を密にして行つたこと等が知られ、その意味で貴重な史料であるといえる。つまり唐代の埭程は、大漕運路上にある中央（転運使）の堰埭も、それ以外の藩州管轄下の堰埭も、安史の大乱を機として、共に適正料賃の枠を越え、利源的徴収に移つて行つたのである。

## (五)

藩鎮列置以後の唐代政治史は、軍閥化した藩鎮を抑圧し、衰弱し切つた中央政權を再興強化せんとする唐朝の振朝抑藩政策と、此れに根強く反発した藩鎮との対立抗争を軸として展開したといえる。此の抗争対立は権力の二大構成要素である軍事と税財制との部門に於いて最も激しく著れていた。軍事は措いて税財制に一例をとると、先掲の劉晏の塩法改革に埭程と共に取上げている商税は、藩鎮が安史の乱中に逸早く起徴していたものであるが、兩税法の創施と共に、此の藩鎮の課税權を一切否認して中央の徵收一本に絞る方針を打出した唐朝と、あくまでこれを既得權として温存持續せんとした藩鎮との駢引対立の展開が唐代を一貫して商税問題の中心をなしていた。<sup>4</sup>所が同じ利源である埭程の場合は、此の対立が比較的起らなかつたらしく、埭程に絡む中央と藩鎮との衝突はただ一著例が伝えられているのみで、他にそうした事件の所伝は見出せない。

堰埭のうち中央直屬とせられていたのは兩都と転運使下の大運河のものとであつた。従つて重要な直屬堰埭は主として江淮方面に在り、よつて此の直屬堰埭は屢々「江淮堰埭」として表現せられていた。先に引用した上元の勅に「江淮堰埭。商旅牽船過處。準斛納錢。謂之埭程」とあるは此の表現の一例で、同様の例は後文の引用史料中にも見受けられる。此の転運使下以外のものは藩州の管理に屬していたわけであるから、全国の夥しい堰埭はその殆んどが藩州の管理下におかれていたといえる。埭程は本来越堰の牽船料賃であり、その税徵的徵收への發展も此の料賃の基礎の上に附加せられて行つたものであるから、その収入も自らその管理者に帰屬する。又堰埭のない所に埭程を起徴することは常識的であり得ない所である。政治秩序が極端に紊亂していた唐の極末から五代にかけては堰埭なき埭程的徵收が初まり、此れが宋初にまで尾を引いているが、一応の秩序が保たれている所では埭程は堰埭があつて初めて起徴せらるべき筈のものである。つ

まり埭程は堰埭の所屬關係によつて自らその帰屬が決定し、且つ商稅場務の如く恣にその徵收箇所を増設できるものでなかつたのである。ここにその收入の帰屬をめぐる中央と地方との爭奪が避けられた所以があつたと思われる。然し爭奪事件が絶無であつたのではない。唯一例であるが、かなり大きな問題となつた事件が伝えられている。それは先に一言した浙西の李錡に関するものである。

唐會要<sup>卷八</sup>轉運塩鉄總序に

(貞元)十年。潤州刺史王維代之。理於朱方。數年而李錡代之。塩院津堰供張侵剝。不知紀極。私路小堰厚斂行人。多是錡始也。

とて、李錡なる者が塩鉄轉運使となるに及び、大運河の埭程を増徴し、更に私路の小堰にまで埭程厚斂の手を伸し、私路小堰での厚斂の風潮を開いたとある。李錡は唐室の一族で、貞元十五年二月、常州刺史から浙西觀察使となり、同時に塩鉄使を兼ねて利源を握り、勢力を蓄えて浙西を觀察藩から節度藩(鎮海軍)に昇格させ、やがて叛意を抱き、元和二年十月、憲宗の為に誅せられた者である。尤も李錡の塩鉄使はその誅滅に先だつて永貞元年に杜佑に代えられ、更にその翌元和元年四月に李巽に移されていた。李錡の叛意を察した唐朝がその利源を取上げる為に取つた処置と思われる。李錡が埭程を増徴したというのは、塩鉄轉運使としての彼が掌握していた大漕運關係の堰埭、厚斂した私路の小堰というのは鎮海軍節度使としての彼の所管領域であつた潤・常・杭・蘇・湖・睦等の諸州の堰埭のうちの收入の目ぼしいもので、それらを節度使の直接管理に移し、且つその徵收額を増して利源としたことをいつているのであろう。永貞元年に塩鉄轉運使を取上げられた李錡は当然大漕運關係の埭程を新塩鉄轉運使の杜佑↓李巽の所管に移すべきであつたが、既に不逞の志を抱いていた彼は渡していない。冊府元龜<sup>卷七</sup>邦計部・河渠・元和三年正月の條に

塩鉄使李巽奏。江淮堰埭。頃年李錡在浙西。奏屬本道。今請。却歸本司。從之。

とある如く、李錡は江淮の堰埭、即ち転運使所管の堰埭を浙西鎮海軍節度使の管理に移し、それによつて塩鉄転運使を取上げられて後も埭程の徴収権を保持していたのである。此れが李巽の請によつて転運使に返還せられたのは李錡誅死の翌々月に当る元和三年正月である。大運河の埭程が大きな利源として徴収せられていたことを証するものといえよう。右記事には続いて

巽又上言。江淮公私堰埭。因循權置者二十二所。並罷之。

とあり、江淮の公私因循權置の堰埭二十二所を罷めたといつてゐるが、これらは李錡が埭程徴収の目的から増置、又は自己の管理下<sup>(5)</sup>に取込んだ堰埭で、必ずしも大漕運に直結した不可欠のものではなく、よつて或は撤廃し、或はもとの管理に戻したことを指しているのであろう。埭程をめぐる中央と藩鎮との利権争いは此の事件を管見唯一のものとするが、此の事件に関する以上の記載を通じて、埭程が利源として重要化していたこと、此の利源化は転運使管下の大漕運関係の堰埭のみでなく、運河として利用せられる一切の溝渠に就いても同様であつたこと、こうした利源的堰埭のめぼしいものは藩帥の管理下に収められていたこと、従つて藩帥の管理に入らない州県所管のものもあつたこと等、種々の埭程関係を察知することができる。

(六)

唐の極末三十年は焚掠破壊の徹底した大混乱時代で、藩帥や州長は群雄・賊帥等の占拠する所となり、彼等は専ら攻伐併呑を事として管内の擄取を強行し、郷村末端の治安保護に意を用いること無く、郷村はそれぞれに自らを衛る外なかつた。かくて郷村や郷村内に発展しつゝあつた市邑はそれぞれ自衛兵団を結成し、それら兵団は藩州から兵団としての公認を受け、外鎮の列に加えられていた。自衛兵団を義軍といい、その普及によつて義軍鎮は州県下に櫛比することとなつ

たが、それらの義軍鎮は自衛兵団としてその経費を自ら調達しなければならなかつた。大小盗匪の横行する大混乱時代として、市邑郷村の自衛兵団も最大限に拡大せられており、その経費は住民の重い負担となつていた。堰埭のある所は特に賊の襲掠が多かつた。それは堰の上下に越堰の順番をまつ客商の船が溜つており、又越堰の為に一たん船から卸されて堤上を運ばれる貨物が陸上におかれていて、掠奪の収獲が多かつたからである。太平広記卷一報応部・李惟燕の項に、広異記に出ずとして

建德縣令李惟燕。少持金剛經。唐天寶末。惟燕為餘姚郡（明州）參軍。秩滿北歸。過五丈店上虞江埭。塘破水竭。時中夜晦暝。四廻無人。此路舊多劫盜。惟燕舟中有具綾數百匹。云云。

とあるは、太平の時代に於いてさえ、堰埭の附近が船荷をねらう寇賊の多く出没する所となつていたことを知る記事である。又全唐詩卷三所収、袁慘の詩に「喜陸侍御破石埭草寇東峯亭賦詩」と題するものがあり、同じ題の詩は崔何・王緯・郭濟等によつても作られていて、此の事件が相当有名であつたことが察せられるが、此れら四名の詩を通見するに、石埭は江辺の地名であつたことが窺われる。又右四人は何れも安祿山の乱の前後に活躍した者である。従つて唐會要卷七州郡改置・江南道・池州の項に

池州。永泰元年十月。分宣州・饒州・歙州戶口。於（青陽）（6）秋浦縣置。以秋浦・青陽・至德并析置石埭等四縣隸之。

とあつて、永泰元年に石埭県を新設しているのは、先の四人の詩に祝福している石埭の草賊撃破の事後処理と解せられる。堰埭の近側には牽船等の吏卒が居住する外、船荷の積卸しや積換、更には売買等の者が集つて聚落や町を形成している場合が多く、そうした場合、その聚落や町の名は埭名をそのまま採つて某埭と呼ばれていた。（7） 県が置かれた石埭は明かに石埭と呼ばれる堰埭の近側に發達した町と解せられる。此所を襲つた寇賊は、その撃破が数人の詩にたたえられている所から推してかなりの巨賊であつたと思われる。恐らく安史の乱に乗じて蜂起横行していた賊団であつたのであろう。此

の事件も亦埭埭及びその町が寇賊の好目標とせられていたことを示す。唐末大混乱期に就いてこうした寇賊の埭埭襲掠事例は未検出であるが、寧ろ實際にはどの時代よりも多かつたと思われる。これに対抗して行く為には埭埭近側の町村に於いて強力な自衛兵団を組織する外ない。吳越備史<sup>一巻</sup>開平三年五月丁巳の条に、此の日、明州刺史として卒した黃晟の壯年時代、即ち唐末大混乱時代の活躍を述べて

後潜還本郷。募衆執平嘉埭。時權知州事揚撰。署晟為平嘉鎮將。有衆千餘人。

とあつて、平嘉埭の町がその出身の黃晟を主帥とする自衛兵団を結成し、州の外鎮としてその兵団の公認を受けたと記している。恐らく他の埭埭に於いてもその近側に町村のできていた所ではそれぞれ自衛兵団を結成していたであろう。こうした埭埭の自衛団の形成に就いては先に詳考した所で、此所には反覆をさけるが、こうした埭埭の自衛団が先ずその町村の防衛に任じたことは勿論であるが、更に此の町村の生活が繫つている越埭滞留の客商の船をも獲つたであろう。当時の自衛兵団は、特小型を除く外、一般には千人前後を兵力の下限とした。それ以下の小兵力では大混乱の世相の下では寡弱にすぎ、他と合併して自存をはからねばならなかつたのである。こうした兵力の維持には、たとえそれが平時在家の郷兵を含んでいたとしても、相当の経費を必要とする。その少からぬ部分は当然埭程の収入に求められたであろう。客商も亦寇賊の被害から免れる謝酬として此れに応ずべきである。かくて埭程には越埭料賃の外に警備費部分が加えられて行つたと思われる。又中には併せて商税をも徴するものがあつたであろう。但しこうした推定を裏づけする自衛団の埭程徴收事例は未検出で、今後の補足に俟たねばならぬ。

唐大詔令集<sup>五卷</sup>改元天復赦に

自今已後。畿内軍鎮。不得擅於要路及市井津渡。妄置率稅雜物及牛馬猪羊之類。其有違犯者。有人糾告、以枉法贓論之。諸縣鎮節級及諸津渡。訪問。每年輿販百姓。廣有邀求。致令停滯。切令兩軍・京兆府差人覺察。云云。

とあつて、軍鎮が要路や市井津渡に勝手に税場を置いて商税を徴していたこと、県鎮や津渡が客商に広く邀求していたこと等を取上げてこれを誡めている。対象地域を畿内に限定しているが、此れは此の当時の唐朝の威令が畿内に限られていたからで、こうした弊風が畿内に限られていたからではない。軍鎮が恣に商税を課し、津渡が法規外の渡過料を要求したのは、勿論、将吏の私欲に因る所もあろうが、今や洩れなく結成せられていた自衛兵団の経費を、上からの支給が全然なくなつた現状の下で調達しなければならぬという必要性に由る所が大きかつたと見るべきであろう。果して然らば球側の自衛団が球程に警備費を盛込んで徴収し、又商税を課徴していたことも類推可能というべきであろう。越堰の商船はそれだけ負担が大きくなつたわけである。

(七)

初めに一言した如く、堰埭の用途は頗る多かつた。このことは大抵の河渠には堰埭が至る処に築かれ、且つその数はその地方の開発が進むに連れて増加すべきものであつたことを意味する。中国の交通運輸は多く水路が利用せられ、従つて大抵の河渠が運河の役割を果していたのであるが、その場合一切の堰埭はその用途の如何に拘らず、越堰舟行の施設とその操業とが必須であつた。従つて球程徴収を行う堰埭はどの河渠にも普及し、全国では大小併せて夥しい数に上つていたと考えられる。客商の遠隔地間商業は此の様な多数の堰を越えて往来しなければならなかつたのであるから、球程負担は決して少くなかつた筈である。然も此の球程は越堰の適正料賃を越えて国や藩州の利源的徴収に移行し、更に鄉村に楮比する自衛団の警備費加算の徴収となつたのであるから、負担はそれに従つて益々重くなつたといえる。然しそれにも拘らず遠隔地間商業は年々盛んとなり、客商の勢力も愈々強大となつて行つた。唐の極末から五代初の大混乱期にも此の趨勢は衰えていない。さすれば、自衛団の警備費を含めた球程の徴収は、負担の増大として客商の活躍を妨げ遠隔地間商業

を抑制したのではなく、寧ろその警備によつて彼等の従来の発展の勢を大混乱の世相の下に尚よく続けしめる役割を果していたらうべきである。

- 註(1) 越堰船の積荷積卸に就いては東方学三十三輯所載の拙稿「唐代埭草市の発達」に詳述している。
- (2) 六典<sup>三</sup>卷二 都水監・諸津の項に  
諸津在京兆・河南界者。隸都水監。在外者。隸当州界。  
とあるは、このことを示す一例である。
- (3) 社会経済史学三十卷六号所載の拙稿「唐代商稅考」。
- (4) 註(3)の論文参照。
- (5) 唐会要<sup>七</sup>卷八 転運塩鉄総序。新唐書<sup>三</sup>卷五 食貨志等に同一記事あり。
- (6) 此の青陽は衍入らしく思われるので括弧を附しておいた。
- (7) 註(1)の論文参照。
- (8) 註(7)に同じ。
- (9) 此のことに就いては別に唐末自衛団の研究として詳考しているので、更めて発表する。